

水俣病訴訟の終結にあたって

弁護士 宮田 学

一 チッソとの調印と和解

水俣病被害者・弁護士全国連絡会議（水俣病全国連）は、一九九六年五月一日、チッソとの間で、水俣病未認定患者に関する被害補償とこれに対する各地の訴訟の終結を骨子とした協定書を締結した。

そして、同月二二・二三日に全国三高裁・四地裁において原告はチッソとの間で和解するとともに、被告国・熊本県に対する訴えを取り下げ、全国で約二〇〇〇名もの集団による水俣病国家賠償請求訴訟を終結させた。

ここに至るまで、水俣病公式発見から四〇年、第三次訴訟の提訴から一六年を要した長いたかいであった。このように長引いた最大の原因は、行政が一貫して患者切り捨て政策を取り続け、訴訟の場においても徹底抗戦する等、自らの存在意義を否定する態度を取り続けたことにあることは明白であり、その点は強く非難されなければならない。

二 解決に至る経過

水俣病全国連は、熊本水俣病関係だけで未認定原告約二〇〇〇名を擁して、福岡高裁、東京高裁、大阪高裁、熊本地裁、東京地裁、京都地裁、福岡地裁で、加害企業チッソのほか国と熊本県を被告にした国家賠償裁判をたたかってきた。他方で、原告たちの高年齢化という現実も配慮し、九〇年には各地の裁判所からの解決勧告（和解勧告）を引き出すなど早期の解決をめざしてきた。しかし、被告国は和解のテーブルに着くこと自体を拒否したことにより、九三年一月に福岡高裁が二年余の和解協議を踏まえた和解案を提示したものの、それ以上の進展を得ることはできなかった。

そのため、原告たちは、各地での訴訟への取り組みを一層強化することはもちろん、国を解決に引き出すために考えるありとあらゆる行動を積み重ねてきた。

三〇〇〇名の参加で環境庁・厚生省・農水省等を包囲した「霞が関人間の輪」行動（九一年）、「二〇〇万人署名」（九二

年）、首相への直訴行動・首相官邸前での座り込み行動（九四年）、環境庁前でのスリーデーズトーク（九五五年）、度重なる国会議員要請・地方自治体の首長や議会に対する要請等を全国規模で取り組んだほか、各地での集会や宣伝行動に絶えず取り組んできた。また、国内のみにとどまらず、ブラジルでの地球サミットへの代表団の大量派遣（九二年）や国連への数度の要請へも取り組んできた。

そのような原告たちの懸命の努力の結果、全人口の過半数を擁する都道府県の知事からの政府への解決要請、四度にわたる学者・文化人アピールの公表、すべての政党の国会議員の支援など、広範な人々が政府に対して、水俣病の解決のために働きかけをしていただくに至った。

三 村山内閣における解決策の提示

このような広範な国民の声を受けて、ようやく、村山内閣で、従来の未認定患者切り捨て政策を改めるに至ったのである。

